8　福島県知事は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して六年を超えない範囲内で変更することができる。

9　福島県知事は、法第七十五条の四第二項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10　福島県知事は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11　福島県知事は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12　福島県知事は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（削る）

（法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業）

第三十九条　法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業は、法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他の復興庁令で定める分野のいずれかに該当する事業であって、次に掲げるものとする。

一　新たな製品若しくは新技術の研究開発の推進又はその成果の活用に資する事業

二　企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

三　先進的な技術の活用又は既存の技術の改良若しくは高度化による新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

（新産業創出等推進事業実施計画の認定の申請）

第四十条　法第八十五条の二第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、新産業創出等推進事業実施計画（同項に規定する新産業創出等推進事業実施計画をいう。第三項及び第四項において同じ。）その他の事項について記載した別記様式第二十九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一　申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

二　申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

三　法第八十五条の二第三項各号に掲げる基準に適合する旨の別記様式第三十による宣言書

四　前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　前項の申請に係る新産業創出等推進事業実施計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

3　認定事業者（法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）である法人について合併又は分割があったと

（法第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第二十五条　法第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定重点推進計画（法第八十一条第六項の規定により認定を受けた重点推進計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

（新設）

（新設）